

1. 日本学生支援機構給付・貸与奨学金の申請にあたって……………P1～4

①日本学生支援機構給付・貸与奨学金申請対象者について……………P1～3

- (1) 申請対象となる者
- (2) 申請対象外となる者

【参考】

- (1) 2025年度秋の在学採用以前に奨学金を申し込んだが、家計基準で不採用となった場合について
- (2) 2025年度秋の在学採用で奨学金を申し込んだが、学力基準で不採用となった場合について
- (3) 2025年度以降の多子世帯における授業料無償化について
- (4) 本学独自の授業料免除制度との高等教育の修学支援新制度の違い

② 手続期間……………P3

③ 採用予定月……………P4

2. 申請手続の概要……………P4

3. 奨学金の申請手続……………P4～10

ステップ1 申請書類の入手……………P4

ステップ2-1 申請基準の確認……………P4～5

ステップ2-2 提出書類の準備……………P5～7

- (1) 希望する奨学金種別、金額の検討
- (2) 申込者本人及び生計維持者(原則父母)のマイナンバー等の準備
- (3) 生計維持者の税法上の扶養親族の確認
- (4) 申請者本人と生計維持者の資産額の確認(給付奨学金を希望する場合のみ)
- (5) 保証制度の選択(貸与奨学金を希望する場合のみ)
- (6) 返還方式(第一種奨学金)・利率算定方式(第二種奨学金)の選択(貸与奨学金を希望する場合)
- (7) 奨学金の振込口座の準備
- (8) スカラネット下書き等に必要事項の記入
- (9) レターパックライト1通の準備

ステップ2-3 該当者のみの提出書類の準備……………P7～9

- (1)マイナンバーを提出できない場合
- (2)2025年1月1日時点で生計維持者、申請者のいずれかが海外に居住している場合
- (3)外国籍の場合
- (4)社会的養護を必要とする場合
- (5)生計維持者が扶養する扶養人数に変動が生じ、多子世帯に該当する場合

ステップ2-4 申請書類の提出……………P9

ステップ3 スカラネットへの入力等……………P9～10

ステップ4 マイナンバー情報をインターネットで提出……………P10

ステップ5 「奨学金確認書兼地方同意書」に必要事項を記載し、日本学生支援機構へ提出……………P10

4. 奨学金申請後の手続……………P10

- (1)選考結果の確認について
- (2)給付奨学金を希望し、申請時に自宅外通学として申請されている場合
- (3)採否決定通知について

5. 手続に関するその他注意事項……………P11～12

6. 採用後の手続に関する留意事項……………P12

- (1)休学、貸与月額変更等における手続について
- (2)適格認定(学業)について

7. その他……………P13

レターパックライトの記入方法

提出・問い合わせ先

別紙1

2026年度日本学生支援機構「在学採用(一次)」(追加)申請手続きの流れ……………P14

別紙2

スカラネット入力下書き用紙 記載に関する注意事項……………P15～17

別紙3

2026年度(令和8年度)日本学生支援機構「在学採用(一次)」(追加)に……………P18～24
関する手続きについてQ&A

**奨学金申請(多子世帯における授業料無償化を含む)は、申請者である学生が行う手続きです。
申請内容等の質問など奨学掛への問い合わせは、申請者である学生が行ってください。
原則、保護者の方から問い合わせには、回答は行いません。**

1. 日本学生支援機構給付・貸与奨学金の申請にあたって

①日本学生支援機構給付・貸与奨学金申請対象者について

(1)申請対象となる者

2026年4月時点で京都大学に在学する学部生で申請資格を有し、現在、申請を希望する奨学金の奨学生となっていない者。

・申請が不要な場合

現在、給付奨学生(多子世帯の授業料無償化の支援を受けている者を含む)、あるいは、貸与奨学生となっている者で、その奨学種別に関して、4月以降も継続を希望する場合

なお、2025年度に2024年度以前の適格認定(学業)により給付奨学金あるいは貸与奨学金が「停止」となっている者は、2025年度末の適格認定(学業)により復活の可否が決定します。2025年度の適格認定(学業)により、「停止」となった場合には、2026年度末に実施する適格認定で復活の可否が決定します。

いずれの場合にも、奨学生の身分は保持していますので、申請手続きは不要です。

・申請が必要な場合

現在、給付奨学生のみであるが新たに貸与奨学金を希望する場合、第一種奨学金のみの貸与を受けているが、4月以降に第二種奨学金との併用貸与を希望する場合、あるいは第二種奨学金の貸与を受けているが、第一種奨学金に切り替え希望する場合など、別種別の奨学金や奨学金種別の変更を希望する場合には改めて、申込が必要となります。

(2)申請対象外となる者

【給付奨学金】

I. 申込時期による制限

(a) 学校等を初めて卒業(修了)した日の属する年度の翌年度の末日から本学へ入学した日までの期間が2年を経過している者(一般的には現役～2浪生までに入学した場合には、申請資格があります。)

ただし、「災害、傷病その他やむを得ない事由」により卒業後2年以内に入学することが困難であったと認められる場合には、卒業後4年以内となる場合がありますので、奨学掛にお問い合わせください。

(b) 高等学校卒業程度認定試験(以下、「認定試験」)の受験資格を取得した年度(16歳となる年度)の初日から認定試験に合格した日の属する年度の末日までの期間が5年を経過している者(※1)、あるいは認定試験に合格した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過している者

II. 在留資格に関する制限

日本学生支援機構が定める在留資格を満たしていない者

III. 給付奨学金の再申込に関する制限

(a) 他大学で給付奨学金を受給しており、本学入学後改めて、奨学金を新規採用として申し込む場合(ただし、編入学により他大学で受給していた給付奨学金を本学で継続できる場合を除きます)

(b) 本学で給付奨学生となっていたが、既に廃止判定が出ている場合。

I～III、いずれの場合にも、以下のサイトをご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/shikaku/zaigaku.html>

【貸与奨学金】

I. 学籍上の制限

留年あるいは留年期間に相当する学年次には申請することはできません。ただし、留年あるいは留年相当に該当する事由が解消された場合には、申請できますが、最終学年次には申請できません。

II. 在留資格に関する制限

日本学生支援機構が定める在留資格を満たすこと。

I・II、いずれの場合にも、以下のサイトをご確認ください。（第一種奨学金・第二種奨学金ともに同じです。）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/shikaku/zaigaku.html

(3) 申請した場合においても、不採用となる場合

給付奨学金（多子世帯における授業料無償化を含む）、貸与奨学金、いずれにおいても、家計及び学力基準を満たす必要があります。

特に給付奨学金（多子世帯における授業料無償化を含む）については、最短修業年限で卒業することができないことが確定している場合や、修得単位数が標準単位数未満である場合には、採用されません。

詳しくは奨学金案内あるいは日本学生支援機構のホームページをご確認ください。

【参考】

(1) 2025年度秋の在学採用以前に奨学金を申し込んだが、家計基準で不採用となった場合について

2026年度春の在学採用（一次）の家計基準の判定は、**2025年度の住民税情報（2024（令和6）年1月～12月所得）を基準として行われます。**このため、2025年度秋の在学採用（二次）と同一基準となっており、2025年度秋の在学採用（二次）で申込、家計基準により不採用となっている場合は、2026年度春の在学採用で申込した場合でも、同判定が出ることとなります。一方、2025年度春の在学採用以前で申し込んだ結果、家計基準により不採用となっている場合には、2024年度の住民税情報（2023（令和5）年1月～12月所得）以前を基準として判定することになっていますので、2026年度春の在学採用では家計基準の判定材料となる住民税情報が変わることとなります。

このため、家計基準の判定となる所得判定が変わることにより、採用されることもありますので、再度申請について、ご検討ください。

(2) 2025年度秋の在学採用で奨学金を申し込んだが、学力基準で不採用となった場合について

2026年度春の在学採用（一次）の学力基準の判定は、**2025年度末の学力結果を基準として行われます。**2025年度以前の成績判定は、**2024年度末時点以前での成績で判定を行っていますので、学力の判定を行う基準が変更となっています。**このため、2025年度以前の申込で不採用となっている場合においても、2025年度に学力が回復していれば、審査結果が変更されることがあります。ただし、給付奨学金については、最短修業年限内で卒業しないことが確定している場合には、採用されません。

(3) 2025年度以降の多子世帯における授業料無償化について

2025年度から実施されている「多子世帯における授業料無償化」については、高等教育の修学支援新制度として実施することとなり、原則日本学生支援機構の給付奨学生として採用されることが、多子世帯の授業料無償化の支援を受ける前提となります。このため、現在、日本学生支援機構の給付奨学生に採用されていないが、多子世帯に該当するあるいは該当する可能性がある場合には、生計維持者の家計状況にかかわらず、日本学生支援機構の給付奨学金に申請し、多子世帯の認定を受けて、採用されることが必要です。

申請等に関する要件は、別紙「多子世帯における授業料無償化制度について」をご確認ください。本学において多子世帯における授業料無償化の手続として、**別途案内を行うものではありません**ので、ご注意ください。

(4) 本学独自の授業料免除制度との高等教育の修学支援新制度の違い

本学では、「高等教育の修学支援新制度による授業料免除」と「本学独自の授業料免除」の2つの**授業料免除制度**があり、それぞれ**対象者・制度・判定方法が異なる別制度**となります。

高等教育の修学支援新制度は、**日本学生支援機構の奨学金に申し込み、採用されることにより授業料等減免と給付奨学金の支給がセットになった支援を受ける制度**となり、多子世帯における授業料無償化も同制度による授業料減免の枠組みで行うこととなります。(2026年度進学者が春の在学採用(一次)で多子世帯と判定された場合には、入学料も全額免除となります。) **基本的には学部生の授業料免除は高等教育の修学支援新制度で行うこととなるため、日本学生支援機構の給付奨学金に申し込んでください。**

一方、**本学独自の授業料免除は進学予定者サイトあるいは KULASIS の「授業料免除等申請システム」により「一次申請」(Web 申請)を行い、「二次申請」と出願手続を行います。**本学独自の授業料免除においては、「入学料免除(徴収猶予)・授業料免除 出願のしおり」に基づき家計に関する書類等を大学に提出しますが、多子世帯に該当するかどうかの判定は行っていませんので、多子世帯であることで授業料免除となるわけではありませんので、多子世帯の授業料無償化の支援を希望する場合で高等教育の修学支援新制度の申請資格を有する場合には、必ず同制度に申し込んでください。なお、学部生の授業料等減免申請希望者は、原則高等教育の修学支援新制度に申し込んで頂くこととなります。現在、本学における大学独自の授業料免除は、高等教育の修学支援新制度において、満額の支援を受けられない、高等教育の修学支援新制度への申し込み資格がないといった学生を主な対象としています。ただし、**本学独自の授業料免除については、2026(令和8)年度新入生(編入学を含む)から申請することはできません。**

② 手続期間

- ・申請書類交付期間:6月8日(月)～6月22日(月)
- ・申請書類提出期間:6月8日(月)～6月26日(金)
- ・スカラネット入力期限:6月30日(火) 25時まで
- ・マイナンバー専用サイト入力期限:6月30日(火)
- ・奨学金確認書兼地方税同意書:スカラネット入力後に速やかに日本学生支援機構に郵送
(7月7日(火)までに必着)

上記期限は厳守となり、遅延した場合には、理由の一切を問わずに、春の在学採用(一次)(追加)での手続を行うことができませんので、ご注意ください。この場合、今年度秋の在学採用に申し込んでいただくこととなりますが、採用された場合においても支援開始は10月となります。

③ 採用予定月

8月採用(初回振込予定日 8月10日)

9月採用(初回振込予定日 9月11日)

採用予定月は、本学の手続き、日本学生支援機構の審査状況によって変更となります。

なお、日本学生支援機構の給付奨学金における授業料免除(多子世帯における授業料免除を含む)については、減免される授業料は文部科学省より大学に直接振り込まれます。 **申請者の口座に授業料が振り込まれるわけではありませんので、ご注意ください。**

2. 申請手続の概要 (詳細は、「3.奨学金の申請手続」をご確認ください。)

手続の流れについては、京都大学ホームページの「教育・学生支援>経済支援>さまざまな奨学金」にある「[日本学生支援機構\(JASSO\):募集・採用手続きについてのお知らせ](#)」欄にある「(書類交付期間:6月22日まで)2026年度日本学生支援機構給付奨学生及び貸与奨学生「在学採用(一次)」の追加募集について(学部生対象)」(以下、「本学ホームページ「在学採用の追加募集について」といいます。)
1.奨学金申請手続の流れ」を参照してください。(簡単な流れは、P14「別紙1 2026年度日本学生支援機構「在学採用(一次)」(追加)申請の流れ」を確認ください。)

また、申請に際しては、必ず掲載している、[奨学金申請書](#)を忘れずに提出してください。

3. 奨学金の申請手続

ステップ1 申請書類の入手

日本学生支援機構奨学金申請希望者は、6月8日から6月22日までに申請手続に必要な書類の提出セット(以下、「申請書提出セット」といいます。)を学生支援課奨学掛(以下、「奨学掛」といいます。)の窓口で入手してください。(期限前、期限後の配布は行いません。また、郵送での配布も行いません。)

詳細は、本学ホームページ「[在学採用の追加募集について 3.申請書類の交付・申請書類の提出について](#)」をご確認ください。

なお、お渡しする申請書提出セットを封入している封筒は書類提出時に必要となりますので、ご注意ください。

ステップ2-1 申請基準の確認

学力基準、家計基準の詳細については、奨学金の種類によって異なりますので、申請書提出セットに同封している「2026年度奨学金案内 ダイジェスト」を参照してください。さらに詳しい情報については、必ずご自身で以下のサイトから「2026年度在学者用 給付奨学金案内」や「2026年度在学者用 貸与奨学金案内(大学・短期大学・専門課程を置く専修学校)」を入手して、確認のうえ手続を行ってください。特に貸与奨学金については、将来ご自身が返済を行うこととなりますので、制度について十分理解の上、手続を行ってください。

- ・本学ホームページ

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/tuition/syogaku/nihon/zaigaku-saiyo>

- ・日本学生支援機構ホームページ

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/tebiki/daigaku_etc.html

それぞれの家計基準については、日本学生支援機構が提供している進学資金シミュレーターで対象となるかどうか大まかに確認できますので、申請の際の参考としてください。

なお、申請に際しては、申請可能かどうかを厳密に判定していただく必要はありません。

各奨学金の申請区分の家計基準に該当するかどうかの判定は、日本学生支援機構において申請時に提出頂くマイナンバーから住民税課税情報を取得し行いますので、進学資金シミュレーターは希望する奨学金種別を選択する参考としてください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/document/shogakukin-simulator.html>

ステップ2-2 提出書類の準備

(1) 希望する奨学金種別、金額の検討

貸与奨学金については日本学生支援機構が提供している「奨学金貸与・返還シミュレーション」

(<https://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>)にて貸与総額・返還額等を試算のうえ、貸与金額の決定の参考としてください。

給付奨学金と併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合には、第一種奨学金の貸与月額について、調整が行われますので、申請に際してはご注意ください。

(2) 申請者本人及び生計維持者(原則父母等)のマイナンバー等の準備

奨学金申込専用ホームページとなる「スカラネット」に奨学金の申請が完了した段階で、マイナンバーを入力する専用サイトが使用できます。(スカラネットへの入力については、ステップ5をご確認ください。)

こちらで申請者ご本人、生計維持者のマイナンバーや住民票の住所の登録手続きを行ってください。

マイナンバーに関する問い合わせは、マイナンバー提出専用コールセンター(TEL 0570-001-320)に直接行ってください。

(3) 生計維持者の税法上の扶養親族の確認

生計維持者(父母等)の2024年12月末時点(2025年度住民税課税情報)及び2025年12月末時点における、扶養親族について確認をしてください。採用時の多子世帯に該当するかどうかの判定に必要となります。この際、**2024年・2025年の給与所得源泉徴収票あるいは2024年度・2025年度の確定申告書などでも併せて、扶養親族数について確認してください。**

ただし、2025年1月～2026年3月までの間に、以下の事例により、生計維持者及び扶養者について変動がある場合には、奨学掛まで申し出てください

①生計維持者が扶養する扶養親族が増加し、新たに多子世帯となった者

(i) 出生による実子、(ii) 里親委託による里子、(iii) 特別養子縁組に特別養子、この場合における増加とは(i)～(iii)に該当する場合のみであり、**扶養者から外れていた者が再度扶養者になるといった場合は対象外となります。**

②生計維持者が死別・離婚・暴力等からの避難等により、扶養の異動を伴う事実が確認でき、現時点での生計維持者が扶養する子の数が3人以上であることが公的証明書類等で確認できる者

手続については、「ステップ2-3 該当者のみの提出書類の準備」でご確認ください。

(4) 申請者本人と生計維持者の資産額の確認(給付奨学金を希望する場合のみ)

申請者本人と生計維持者の現金及びこれに準ずるものの、預貯金並びに有価証券の合計額を確認してください。(不動産の評価額は不要です。)なお、生計維持者の資産額の合計が0円で申告された場合には、内容を確認させていただきます。上記のとおり、預金・貯金を含んだ資産額となりますので、ご注意ください。

(5) 保証制度の選択(貸与奨学金を希望する場合のみ)

貸与奨学金を希望される場合には、人的保証・機関保証のいずれかの保証制度を選ぶ必要があります。保証制度の違いについては、奨学金案内ダイジェスト、あるいは貸与奨学金案内でご確認ください。

<人的保証選択希望者への注意事項>

- ①人的保証を選択する場合には、必ず**連帯保証人・保証人となる方に事前に役割を説明したうえで、同意を得ておいていただく**とともに、両人の印鑑登録証明書や勤務先情報をご準備いただき、それにもとづき、スカラネット入力下書き用紙(以下、「スカラネット下書き」といいます。)に記載してください。誤字・誤入力があった場合には、連帯保証人・保証人の方が、後日送付する返還誓約書に訂正を行うこととなりますので、スカラネットへの入力も含めて記載・入力誤りがないように手続を行ってください。
- ②保証人は、**連帯保証人と同居している家族については就職していても、同一生計となることが多いため、選任に際してはご注意ください。(連帯保証人と保証人が同一住所の場合には、事情を確認の上、別生計と判断できない場合には別の方を選任するように依頼させていただくことがあります。)**
- ③申請時に連帯保証人(原則として父または母)、保証人(原則として4親等以内の親族で父母以外の別生計の方)をたてることができない場合は、機関保証制度を選択するようにしてください。

<機関保証制度選択者への注意事項>

- ①奨学生として採用後は、機関保証制度から人的保証制度への変更はできませんので、選択にあたっては、ご注意ください。

(6) 返還方式(第一種奨学金)・利率算定方式(第二種奨学金)の選択(貸与奨学金を希望する場合)

第一種奨学金を申し込む場合には、返還方式を所得連動返還方式あるいは定額返還方式のいずれかから、第二種奨学金を申し込む場合には、返還時の利息について利率固定方式あるいは利率算定方式のいずれかからそれぞれ選択してください。それぞれの制度については、「奨学金案内 ダイジェスト」あるいは「貸与奨学金案内」でご確認ください。

なお、こちらについては、採用後においても最終年度のある一定の期間まで変更が可能です。

(7) 奨学金の振込口座の準備

申請者本人の名義の奨学金を振り込む口座を用意してください。

多子世帯のみとなり、給付奨学金の支給がないと判断される場合においても、手続上、振込口座登録は必要です。(既に記載していますが、**減免される授業料は学生あるいは保護者の口座には入金されません。**)

農協・信託銀行・インターネット事業銀行、外資系銀行等は、利用できない場合があります。

詳しくは、奨学金案内(給付奨学金 P21、貸与奨学金 P16)でご確認ください。

振込口座情報の確認のため、通帳の口座名義人・口座情報が記載されている写しを提出書類として1部ご準備ください。

(8) スカラネット下書き等に必要事項の記入

記載した内容については、奨学金申込サイトとなる「スカラネット」にアクセスし、入力することになりますので、記載間違いや記載漏れのないように注意してください。

なお、**スカラネット下書きへの記載にあたっては、「別紙2 スカラネット入力下書き用紙 記載に関する注意事項」(P15～P17)を参照してください。**

また、記入が終わったら、コピー(奨学掛へコピーを提出する場合には、A4サイズ(両面印刷は可能、ただし**Nアップ印刷不可**))や写メでスカラネット下書きの控えをとってください。控えが写メの場合には、スカラネット下書きの本紙を奨学掛に提出してください。ただし、写メの場合には提出後の修正等が控えにくい為、極力コピーを提出するようにしてください。なお、**提出頂いたスカラネット入力下書きは、返却しません。**

(9)レターパックライト1通の準備(記入例は、P13を参照)

記入例に従い必要事項を記入してください。

レターパックライトは日本学生支援機構からの採否関係書類送付に使用しますので、必ず1部ご用意願います。

提出書類の準備ができましたら提出用封筒の表紙の氏名欄・連絡先を記入し、チェック表で書類の漏れがないか確認しながら、必要書類を提出用封筒に入れてください。
書類不備等がある場合には、手続が遅れますので、ご注意ください。

ステップ2-3 該当者のみの提出書類の準備

(1)マイナンバーを提出できない場合

(2)に該当しない場合で、生計維持者あるいは申請者がマイナンバーを何らかの理由で提出できない場合

【提出書類】

①様式奨学金提出書類(該当者のみ)【学部】

②マイナンバーに代わる提出書類

①・②ともに様式は下記から入手してください。

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/tuition/syogaku/nihon/zaigaku-saiyo>

③提出できない者の2025年度(令和7年度)課税証明書

④生活保護決定(変更)通知書(写)【該当者のみ】

【注意】

マイナンバーカードとマイナンバーは異なります。マイナンバーカードを保持していない場合でも、住民票が日本国内にある場合には、マイナンバーを有しています。

(2)2025年1月1日時点で生計維持者、申請者のいずれかが海外に居住している場合

海外赴任など2025年1月1日現在で海外居住している(一時的な旅行を除く)場合には、住民税が課税されないため、別途書類提出が必要となります。詳細は以下のサイトをご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/mynumber/kaigaikyoku.html>

【提出書類】

①様式奨学金提出書類(該当者のみ)【学部】

②マイナンバーに代わる提出書類(該当の場合)

①・②ともに様式は下記から入手してください。

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/tuition/syogaku/nihon/zaigaku-saiyo>

③海外に居住している生計維持者あるいは本人の2024年1月～12月の期間における給与明細・給与証明書類(賞与を含む)

ただし、日本語以外の記載箇所については、和訳が必要

④国内居住している生計維持者及び申請者の令和7年度課税(非課税)証明書

- ⑤世帯構成関係がわかる、住民票の写し(海外居住されている方の記載があるもの)あるいは戸籍謄本
- ⑥上記サイトからダウンロードし、必要事項を記載した「海外居住者のための収入等申告書」

【注意】

海外居住をしていても、申請時点で既に帰国している場合などマイナンバーを提出できる場合がありますが、本事例に該当する場合には、マイナンバーの提出の有無に関わらず、該当書類の提出が必要です。

(3) 外国籍の場合

在留資格が、法定特別永住者・永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者・家族滞在の場合が該当します。

ただし、「家族滞在」の場合には、「日本の小学校等、中学校等及び高等学校等を卒業していること」又は、「小学校等を卒業する年齢の前に日本に入国したことがあり、日本の中学校等及び高等学校等を卒業していること」のいずれかに該当し、かつ大学等卒業後に日本に定着して就労意思を有する者に限られます。

【提出書類】

①様式奨学金提出書類(該当者のみ)【学部】

様式は下記から入手してください。

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/tuition/syogaku/nihon/zaigaku-saiyo>

②在留カード(写)、特別永住者証明書(写)、住民票(原本)等、在留資格・在留期間が明記されているもの(いずれか1点)

③在留資格が「家族滞在」の場合には、出入国在留管理庁に開示請求を行い、取得した記録及び要件を満たすことがわかる卒業証明書の写し

(4) 社会的養護を必要とする場合

満18歳となる日の前日において、児童養護施設、自立支援施設、児童心理治療施設(旧 情緒障害児短期治療施設)、児童自立生活援助事業を行うものに委託された者、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を行うものに委託された者)、里親(以上総称して、「児童養護施設等」)に入所して(養育されてまたは一時保護されて)いた場合

【提出書類】

①様式奨学金提出書類(該当者のみ)【学部】

様式は以下のサイトより入手してください。

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/tuition/syogaku/nihon/zaigaku-saiyo>

②以下の書類のいずれか

施設等在籍証明書(施設長発行)

児童(里親)委託証明書(児童相談所発行)

措置解除決定通知書(児童相談所発行)

施設等在籍・退所証明書(機構様式51)

(5) 生計維持者が扶養する扶養人数に変動が生じ、多子世帯に該当する場合

①給付奨学金

給付奨学金申請時に書類を提出することにより、2024年12月末時点では多子世帯に該当しない場合においても、その後の扶養者の増加により多子世帯と判定される可能性があります。

②貸与奨学金

貸与奨学金申請希望者は多子世帯であるかどうかは貸与額には影響はありませんが、多子世帯に該当する、あるいは多子世帯ではあるが子供(扶養数)が増加する場合には控除額が大きくなり、家計基準のハードルが下がることになります。

【該当する事由】

2025年1月1日～2026年3月31日までの期間に以下の事例に該当する事由が発生した場合

- (Ⅰ)新たに生計維持者に実子が生まれて、多子世帯に該当する場合
- (Ⅱ)新たに生計維持者に委託された里子が生じ、多子世帯に該当する場合
- (Ⅲ)新たに生計維持者と特別養子縁組をした特別養子が生じ、多子世帯に該当する場合
- (Ⅳ)生計維持者に死別・離婚・暴力等からの避難など扶養の異動を伴う事実があり、2024年12月末時点との生計維持者と変動がある場合。

【提出書類】

- (1) (共通)「新たに生まれた子等」の数の申告書

様式は以下のサイトより入手してください。

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/tuition/syogaku/nihon/zaigaku-saiyo>

- (2) 各事由に該当する下記の書類

- (Ⅰ) 出生証明書、母子手帳、戸籍抄本など、新たに生まれた子の出生日及び生計維持者の氏名が記載された書類
- (Ⅱ) 里親委託証明書など、委託開始日及び生計維持者の氏名が記載されたもの
- (Ⅲ) 特別養子縁組の確定証明書、戸籍抄本など、縁組した日及び生計維持者の氏名が記載されたもの
- (Ⅳ) 以下 a～c すべての書類
 - a. 直近3ヶ月以内に発行された(個人番号を非表示とした)世帯全員の住民票写し
 - b. 戸籍謄本写し(離婚・死別)、住民票除票写し(死別)など、事由及び事由発生日が確認できる公的証明書類
 - c. 児童手当額改定通知書の写しなど、現在の生計維持者の「扶養する子」の数に確認できる公的証明書
※児童手当を受給していない場合には、現在の生計維持者及び「扶養する子」全員分の健康保険証(有効期限内)の表面の写し又は保険者が発行する被保険者資格証明書の写し)

ステップ2-4. 申請書類の提出

提出方法については、原則として、窓口での提出としています。提出頂いた書類を窓口で確認後、スカラネットに入力する際に必要となる情報をお渡しします。

ステップ3. スカラネットへの入力等

書類提出時にお渡しするスカラネット入力に必要な書類となる「<日本学生支援機構奨学金>書類提出者への案内」の指示に従い、指定された期限までにスカラネット下書きに記載した内容通りにスカラネットへ入力を完了し、申請情報を送信してください。送信が完了すると「受付番号」が発行されますので、受付番号を控えておいてください。

スカラネットへの入力・送信が完了していない場合には、申請手続は完了しませんのでご注意ください。

なお、スカラネットへの入力は必ず申込者ご本人である学生自身が行ってください。保護者の方が代理入力等行うことは厳に慎んでください。

また、奨学掛よりKUMOIに申込内容について、照会を行う場合がありますので、速やかにご回答ください。
回答がない場合には、手続きができず、支援を受けることができない場合があります。
さらに、照会内容については申請者にご連絡を差し上げますので、回答も申請者ご自身が行ってください。

ステップ4. マイナンバー情報をインターネットで提出

スカラネットにあるマイナンバー提出用サイトから生計維持者・ご本人の住民票の住所を入力するとともに、同サイトからマイナンバーを提出してください。スカラネットの入力が完了していない場合には、専用サイトで入力できません。専用サイトに入れない場合には、受付番号が発行されているか、スカラネットの「申込内容の確認」により、確認してください。また、不備がある場合にはスカラネット初回入力時に登録しているメールアドレスに連絡が届きますので、メールをこまめに確認するようにしてください。

ステップ5. 「奨学金確認書兼地方同意書」に必要事項を記載し、日本学生支援機構へ提出

申請書提出セットに同封している「奨学金確認書兼地方税同意書」に必要事項を記載し、必要書類を添付のうえ、上記ステップ4. マイナンバー等を入力完了後1週間以内(ただし、7月7日までに必着)に日本学生支援機構に直接送付してください。

4. 奨学金申請後の手続

(1) 選考結果の確認について

「スカラネット」で採用予定月の上旬に選考結果を確認することができます。

ただし、以下の場合には採用あるいは振込が遅れることがあります。

- ① 提出書類の遅延・不備等があった場合
- ② 口座情報に誤りがあった場合

選考結果については、ご自身でスカラネットにてご確認いただくか、振込予定日に通帳でご確認ください。

奨学掛では、選考結果についての個別の問い合わせには回答しておりません。

奨学掛からの選考結果の連絡は、(3)に記載していますが、提出頂くレターパックライトにて、奨学生証等の関係書類を送付します。

【スカラネットでの確認方法】

選考完了後のメインメニュー

「選考結果詳細」ボタンから、選考結果を確認できます。

選考結果詳細	
※選考結果は選考結果通知書にて、学校にてご確認ください。	
第一種奨学金：採用予定	
奨学生番号	00004000001
学年(予定)	2000年4月～2000年3月
選考方式	登録選考方式
採学決定方式(入学時特許権継承奨学金)	採学決定方式
振込口座	振込口座
第二種奨学金：不採用予定	
金融機関情報(奨学金振込口座情報)	
金融機関	みずほ銀行 〇〇支店
口座番号	12345678901234

(2) 給付奨学金を希望し、申請時に自宅外通学として申請されている場合

「自宅外通学」で申請していた場合においても、初回の振込は「自宅通学」の月額が振り込まれます。

自宅外月額の給付金額を受け取るには、採用後において、速やかに自宅外通学を証明する書類を提出し、日本学生支援機構の審査を受けたのちに、認定月まで遡って差額が支給されます。以下より、様式35「自宅外通学申請届(通学形態変更届)」を入手し、必要な書類を添付のうえ、奨学掛までご提出ください。

本学ホームページ>>教育・学生支援>>経済支援>>さまざまな奨学金>>日本学生支援機構(JASSO)奨学金
<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/tuition/syogaku/nihon#idou>

なお、**採用後、一定の期間を経ても提出がない場合には、採用月まで認定が遡らないことがあります**ので、ご注意願います。

(3) 採否決定通知について

採用月下旬ごろに採否決定通知をレターパックライトで送付します。採用者には、奨学生証等の関係書類を同封していますので、必ず確認してください。

<貸与奨学生に係る注意事項>

貸与奨学生については返還誓約書を同封しますので、返還誓約書に記載されている提出書類とともに、提出期限内に奨学掛に提出してください。提出期限は概ね、採用月の翌月下旬を予定していますが、詳細は、レターパックライト送付時に同封している書類を確認してください。**提出期限までに返還誓約書の提出がない場合には、理由の如何を問わずに翌月以降の奨学金の振込が止まります。**

例:採用月が8月の予定スケジュール

初回振込:8月10日、採用決定通知送付 8月下旬頃、返還誓約書提出期限、9月下旬頃

※通知の受取り、返還誓約書の提出がない場合は、採用取消となる場合があります。その場合、すでに振込まれている奨学金を全額返戻する必要があります。

5. 手続に関するその他注意事項

【貸与奨学金】

現に貸与を受けている奨学金から新たな奨学金へ変更・移行する場合、自動的に移行できないことがあります。該当する場合で別途手続が必要となる場合には採用時にお知らせしますのであらかじめご承知おきください。

【給付奨学金】

授業料について、既に5月に口座引き落としあるいは振込により、前期授業料を納付済みとなっている場合には採用決定後にその支援区分等に応じて、還付となります。還付手続きは申請者本人が行うこととなりますので、案内に従って、手続きを行ってください。

【給付・貸与共通】

(1) 奨学金案内を確認の上、該当者のみに書類の提出を求められている場合には、提出漏れがないようにしてください。特に奨学金案内「2. 必要書類と提出先の確認」については、提出前に再度確認をお願いいたします。

(2) 申請内容や関係書類については、ご自身で確認の上、入力・提出を行ってください。なお、スカラネットでの入力内容が申請内容となりますので、入力に際しては、スカラネット下書きで記載した内容と誤りがないよう正確に入力してください。入力内容の誤りや書類不備による不利益はご本人の責任となります。

なお、万が一、スカラネット下書きで記載した内容と異なる内容でスカラネットに入力した、あるいはスカラネットで入力した内容が間違っていたため訂正したい等については、奨学掛までメール(アドレスは「提出・問合せ先」を参照してください)でご連絡ください。

(3) 申請内容について、問い合わせをすることがありますので、速やかにご回答ください。返信等がない場合には、手続が遅れる、あるいは手続ができない場合がありますので、十分ご注意ください。

特に回答期限・提出期限等を設定している場合には、**その期限内に回答等がない場合には、申請辞退とみなします**ので、ご注意ください。

なお、**問い合わせは、原則KUMOI宛てのみ**に行いますので、確認漏れがないようにしてください。

また、申請のに関する問い合わせは、必ず申請者ご本人から行ってください。保護者の方からの問い合わせに関しては、原則回答しません。

6. 採用後の手続に関する留意事項

【給付・貸与奨学生共通】

(1) 休学、貸与月額変更等における手続について

奨学生として採用された場合には、休学・復学・退学等に係る奨学金の休止・開始等の手続や貸与奨学金における月額変更等、様々な手続が必要となります。手続に関しては、以下のサイトからご確認ください。

本学ホームページ>>教育・学生支援>>経済支援>>さまざまな奨学金>>日本学生支援機構(JASSO)奨学金 <https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/tuition/syogaku/nihon#idou>

(2) 適格認定(学業)について

給付奨学金、貸与奨学金とも、毎年1年間の学業による確認(適格認定)により、次年度の継続判定が行われ、1年間の成績の結果によっては、奨学金が停止・廃止となることがあります。

多子世帯における授業料無償化対象者であっても、給付奨学生としての適格認定(学業)が行われます。

その結果によっては、**給付奨学生としての身分を失い、次年度以降授業料無償化の支援を受けることができなくなる場合があります**ので、ご注意願います。

【貸与奨学生】

貸与奨学生に採用された場合には、毎年12月頃に次年度の奨学金を継続するかどうかの「継続願」の手続を行って頂く必要があります。(継続手続を行わない場合には、「廃止」となります。)継続希望者については、上記適格認定の結果と併せて、継続の判定がなされます。手続については、KULASIS 掲示板あるいは本学ホームページで案内をしますので、手続漏れがないようにしてください。

【給付奨学生】

給付奨学生に採用された場合には、次年度以降毎年4月に「在籍報告」を行って頂く必要があります。報告がない場合には、翌月以降の奨学金の給付がとまります。手続については、KULASIS 掲示板あるいは本学ホームページで案内をしますので、手続漏れがないようにしてください。

定期的な手続については、本学ホームページ、KULASIS掲示板、KUMOI 等にて行いますので、ご自身で確認の上、手続を行ってください。**奨学金の様々な手続はご自身で行うことになります。手続を行わないことでの不利益等はご自身が負うことになりますので、ご注意ください。**

7. その他

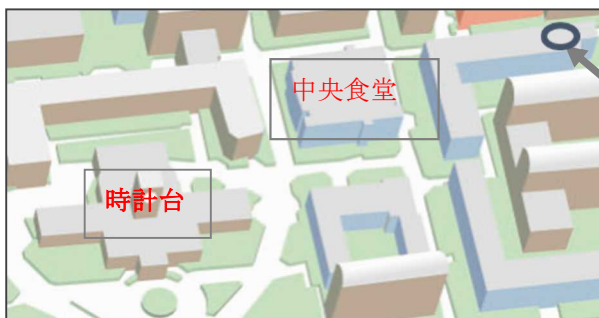
レターパックライト(430円、返信用封筒)の記入について

The image shows a Japanese Letter Pack Light envelope with several fields highlighted by red boxes and arrows:

- To (送り先):** A red box around the recipient information section with the text: 「送り先」を記入 ※本人住所※
- From (宛先):** A red box around the sender information section with the text: From 空白のまま
- 品名 (Description of contents):** A red box around the item description field with the text: 品名:「書類」と記入
- 学生番号 (Student Number):** A red box around the student number field with the text: 「学生番号」を記入 ※シールは剥がさないこと※

※「レターパックライト」は、郵便局のほか、時計台京大生協や一部のコンビニでも購入できます。「送り先」には後日書類を送付しますので、確実に届く本人住所を記載ください。

提出・問い合わせ先



学務部学生支援課奨学掛
(総合研究 10号館 1F)
本部・西部構内マップ
建物番号 60

学務部 学生支援課 奨学掛 (吉田キャンパス本部構内 総合研究 10号館 1F)
2026年4月1日より、学生課奨学掛から学生支援課奨学掛となっています。
〒606-8501 京都市左京区吉田本町
Tel. 075-753-2535 E-mail: 840scholarship@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

ステップ1：申請書類受け取り

受け取り期間

2026年6月8日から
6月22日迄

ステップ1：配布の奨学金案内はダイジェスト版です。

各奨学金の詳細は、以下のサイトから必ず「奨学金案内」をご確認ください。

本学 HP「<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/tuition/syogaku/nihon/zaigaku-saiyo>」日本学生支援機構 HP「https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/tebiki/daigaku_etc.html」ステップ2：必要書類学校に提出し、
スカラネット入力に必要な
ID/パスワードを受け取る

提出期日締切日

2026年6月26日迄

ステップ2：スカラネット下書き用紙に記入し、以下の必要書類を揃えて奨学掛に提出

※①から④は全員提出 ⑤は該当者のみ提出

- ①. 選考結果通知を送付用の430円のレターパックライト（必要事項を記入してください。）
- ②. 必要事項記入済みのスカラネット下書き用紙全頁の写し（A4サイズ）（一部抜粋不可・Nアップ印刷不可・両面印刷可）
- ③. 奨学金振込口座のコピー（口座番号・名義人名（学生本人）が確認できるもの）
- ④. 生計維持者の扶養親族数報告書
- ⑤. その他該当者に求められている書類（各奨学金案内「必要書類と提出先の確認」貸与p33・給付p25参照）

ステップ3：スカラネット入力

入力締切日

2026年6月30日迄

ステップ3：スカラネット下書き用紙を見ながら、ネット（スカラネット）入力。

提出した下書き用紙の記入内容と異なる内容で入力された場合は必ず奨学掛にメールで連絡ください。

ステップ4：マイナンバー情報を
インターネットで提出

ステップ4：ネット（スカラネット）の専用サイトから生計維持者等のマイナンバー、住民票住所を入力

マイナンバー、奨学金確認書兼地方税同意書提出についてのご質問は日本学生支援機構のコールセンターにお問い合わせください。

ステップ5：奨学金確認書兼地方税
同意書を日本学生支援機構へ郵送

ステップ5：ステップ4の入力完了から1週間以内に日本学生支援機構に郵送してください。

申請は完了です！

選考結果は採用予定月上旬頃に申請されたスカラネットで確認いただくか振込予定日に通帳で入金を確認ください。

大学に問い合わせいただいてもお答えできません。

選考結果は採用月の末頃にレターパックライトでお送りします。

別紙2

スカラネット入力下書き用紙 記載に関する注意事項

下書き用紙ページ	項目	事項	注意内容
1	スカラネット 入力内容記入欄	ユーザーID・ パスワード	申請書類提出後に交付しますので、未記入で結構です。
2	ログイン	パスワード	ログイン画面に記載されているパスワードは、「奨学金確認書兼地方税同意書」のセットに同封されている、「奨学金確認書兼地方税情報の取扱いに関する同意書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」に記載されています。
2	STEP2 ①	誓約日	未記入で差し支えありません。
3	STEP3 ②1	高等教育の修学支援 新制度の希望	高等教育の修学支援新制度に関しては、授業料免除と給付奨学金になった制度で、原則的には、日本学生支援機構の給付奨学金に申し込み、採用されることで同制度の適用を受けます。 このため、給付奨学金を希望される場合には、「希望します」にチェックをしてください。(貸与奨学金のみを希望される場合には、「希望しない」としてください。) また、多子世帯における授業料無償化も「高等教育の修学支援新制度」の一部として行われますので、該当する(該当する可能性がある場合を含む)には、「希望します」として「給付奨学金」に申し込んでください。
4	STEP3 ③(2)	学籍番号に関する 注意事項	学籍番号は「-」を除いた数字10桁で記載してください。 入力も同様に数字10桁で入力してください。
4	STEP3 ③(4)	専攻科・分科	本学では、該当する科はありませんので、「いいえ」としてください。
6	STEP3 ③(10)	進学する キャンパス住所	通学先の学部住所等に限らず、下記で記載してください。 【全学生(桂キャンパスあるいは宇治キャンパス通学者を除く)】 (郵便番号)6068317/(住 所 1)京都市左京区吉田本町 (住 所 2)「番地なし」と記載してください。 【工学部で桂キャンパス通学者】 (郵便番号)6158246/(住 所 1)京都市西京区京都大学桂 (住 所 2)「番地なし」と記載してください。 【工学部で宇治キャンパス通学者】 (郵便番号)611-011/宇治市五ヶ庄 (郵便番号)番地なし (住所2)はスカラネットでの入力についても、「番地なし」として入力してください。

下書き用紙ページ	項目	事項	注意内容
6	STEP3 ④(1)	奨学金が採用となった場合の奨学金停止	民間財団の奨学金受給者で、民間財団奨学金支給条件で他の給付奨学金との併給は不可、ただし、授業料免除は可能となっている場合には「支給の停止」を選択してください。 (奨学金・授業料免除とも併給不可となっている場合には、そもそも給付奨学金に申請できません。) ただし、申込時点で給付奨学金が併給不可となっている民間財団の奨学金に申請中であるが、採否が決まっていない場合あるいは採否が決まっているが、支給停止に条件がある場合には、その旨、奨学掛まで申し出てください。
8	STEP3 ⑤1(3)	第一種奨学金の再貸与希望	過去に大学の学部生として第一種奨学金の貸与を受けていたことがある場合(本学に再入学した場合を含む)、本学で再度第一種奨学金を申し込む場合には、再貸与となりますので、この場合「はい」を選択してください。(返還完了となっている場合には、再貸与には該当しません。) ただし、再貸与を希望しない場合には、奨学掛までご相談ください。 なお、過去に大学に在学していない場合においては、「いいえ」を選択してください。
8	STEP3 ⑤2(3)	第二種奨学金の貸与希望月	採用予定月ではなく、貸与開始希望月を記載してください。 採用月が7月であった場合でも、4月と入力した場合には、採用月となる7月に4月から4ヶ月分が振り込まれます。
10	STEP4 ⑥1	あなたの最終学歴	最終学歴は、現在の京都大学での在学中あるいは卒業見込みは含まず、これまでの高校卒業、大学中退、大学卒業等確定した学歴を記載してください。(年月日も同様) なお、 <u>予備校等は含みません。</u> ※現役入学あるいは浪人での入学の場合、通常次設問の「国内の高等学校を卒業した年月」と同じとなります。
11	STEP6 ⑧1(4)	あなたの現住所	現在の現住所を記載してください。 ただし、「 <u>マイナンバーを提出していない場合のみ</u> 」住民票記載の住所を記載してください。

下書き用紙ページ	項目	事項	注意内容
14	STEP7 2(e)・3(e)	(貸与奨学金) 生計維持者の転職	<u>春の一次採用では、生計維持者が2024年1月2日以降に転職(退職は非該当なので注意)し</u> 、収入が減少している場合に2025年度住民税課税判定時に第一希望の貸与奨学金の審査で不採用となった場合に、減収した証明書類を提出することにより、再審査を受けることができます。希望する場合には、チェックを付してください。
15	STEP7 3・4	2024年12月31日 2025年12月31日 現在の生計維持者の 扶養親族	生計維持者(原則ご両親)に確認の上、所得税法上の扶養親族を入力してください。 なお、お母様がお父様に扶養(逆も同じ)されているなど、生計維持者が一方の生計維持者を扶養親族としていても、本申請では扶養者として申告できません。 <u>また、多子世帯において、2025年1月1日から2026年3月31日までの期間において、生計維持者が①実子(出生による)、②里子(里子委託による)、③「特別養子(特別養子縁組)により、扶養親族が増加した場合には、奨学掛まで申し出てください。</u> <u>同期間において、死別・離婚等により生計維持者の変動があった場合についても同様に奨学掛まで申し出てください。</u>
15	STEP7 7	生計維持者・申請者 資産額	対象となる資産は、「現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計」です。世帯全員が、預貯金も含めて「0万円」ということは、ごく稀ですので、適切な金額を記載してください。
17	STEP8 ⑩	家庭事情欄 併用貸与を希望し、さらに第二種奨学金の最高月額を希望する場合にはその理由	家庭事情欄は、可能な限り記載してください。 特に <u>第一種奨学金と第二種奨学金の併用貸与を希望し、第二種奨学金の最高月額を希望する場合には、必要とする理由を具体的に記載してください。</u> この場合、別途面談等を行う場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
貸与奨学金・人的保証制度選択者については、以下もご確認ください			
12	2	連帯保証人と保証人 について	連帯保証人・保証人については、印鑑登録証明書を取り寄せ、正確に氏名・住所等を進学届記載するとともに、スカラネットへの入力時には、誤入力がないように注意してください。 入力誤りがある場合、後日返還誓約書において、訂正等の手続きが必要となり、返還誓約書提出遅延となる遠因となります。

別紙3

2026年度（令和8年度）日本学生支援機構「在学採用（一次）」（追加）に関する手続きについてQ&A

■ よくある質問

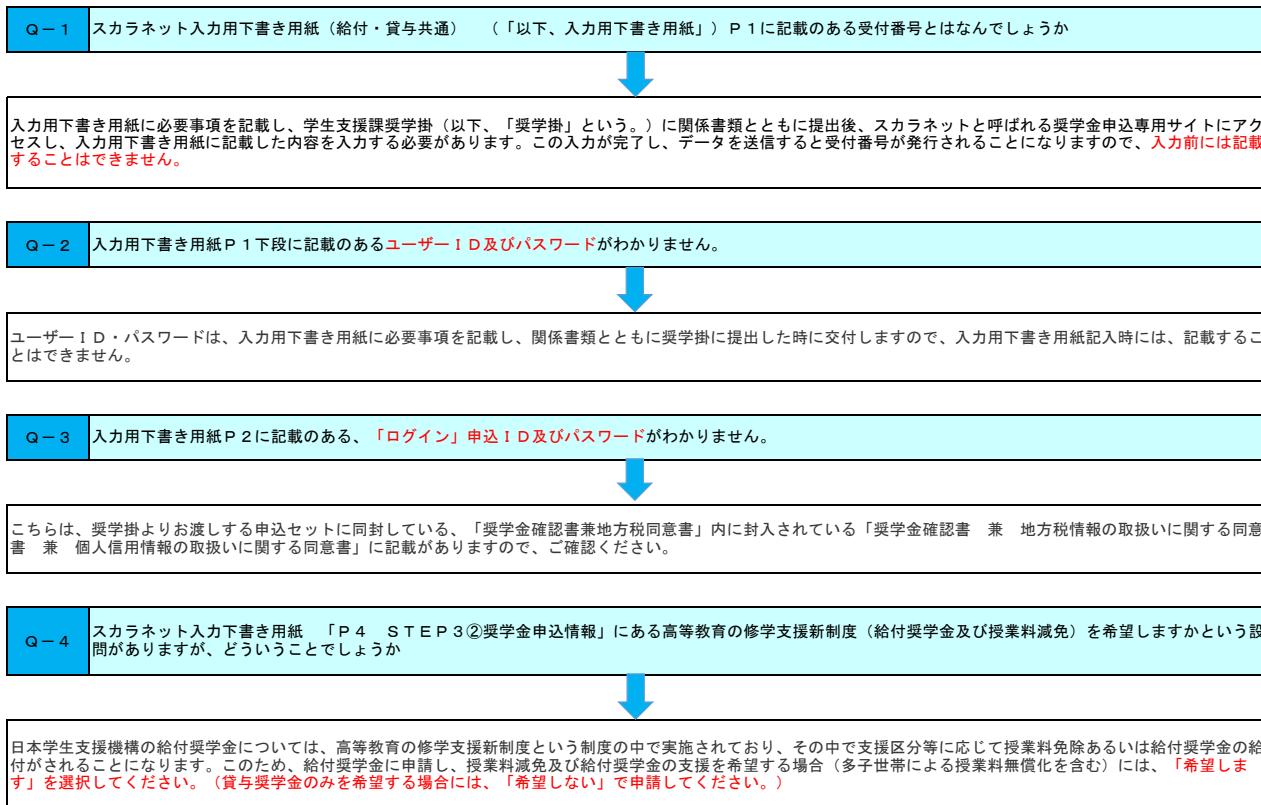
1. スカラネット入力下書き用紙の記載について	P 2	～	P 3	Q 1	～	Q 6
2. 生計維持者について	P 3	～	P 4	Q 7	～	Q 10
3. 家計基準について	P 5	～	P 7	Q 11	～	Q 16
4. 多子世帯における授業料無償化について	P 7	～	P 11	Q 17	～	Q 27
5. マイナンバーに関すること	P 11	～	P 11	Q 28	～	Q 30
6. その他奨学金に関する留意事項について	P 12			Q 31	～	Q 32
7. スカラネット入力後の奨学金の訂正等について	P 12	～	P 13	Q 33	～	Q 37

問い合わせ先

606-8501
京都市左京区吉田本町
学務部学生支援課奨学掛
TEL: 075-753-2535・2536
MAIL: 840scholarship@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

1/13

1. スカラネット入力下書き用紙の記載について



Q-5

スカラネット入力下書き用紙 「P5 STEP3③あなたの在学情報」で「専攻科」「別科」に該当するかどうかの設問があるのですが、どういうことでしょうか

本学は設置しておりませんので、「いいえ」を選択してください。
 ※大学の専攻科は、大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。
 大学の別科は、前条第一項に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

Q-6

第二種奨学金に申請する予定ですが、スカラネット入力下書き用紙 「P8 2. (3) 「あなたは何月分から貸与を希望しますか」との問いには、採用予定月を入力するのでしょうか

第二種奨学金については、貸与開始月が4月～9月で選択可能となります。この何月分とは、採用月にかかわらず、何月分の奨学金から貸与を開始したいかを記載してください。採用月が8月予定であっても、**4月分から申し込みと記載された場合には、採用月の8月に4月から遡って振込がされます。**

2. 生計維持者について

Q-7

生計維持者は原則父母とありますが、母は専業主婦をしています、この場合生計維持者は1名となりますか

生計維持者については、同居・別居の有無を問わず、収入の多寡も問いません。父母がいっしょの場合には、父母2名が生計維持者となります。

3/13

Q-8

生計維持者は原則父母とありますが、父母は離婚しており、母（又は父）と二人暮らしです。この場合の生計維持者はどうなりますか。

原則、離婚していても生計維持者は父母となります。ただし、離婚後、養育費を別居した父母から貰っていない（生計を一にしない）場合には、生計維持者は同居（あるいは生計を一にしている）している父母となります。このため、離婚した場合で、かつ養育費等の支払いが一切ない場合には、生計維持者は実際に学費・生活費を負担しているどちらかの父母を生計維持者としてください。
 ただし、養育費をもらっている場合には、①扶養義務の履行として支払われる、②子が成人に達するまでなど一定の年齢等に限って支払われる場合には、生計を一にすると判断され、離婚していても生計維持者が2名と判断される場合があります。
また、①離婚した期間が2025年1月～2026年3月で2024年12月31日時点で多子世帯に該当しており、②申請時点で生計維持者としている父母が記載している期間に3人以上の子を扶養していなかった、③申請時点で生計維持者としている父母が子供を3人以上扶養していて、公的書類で確認できる場合（①～③すべてを満たす場合）には、要学費まで申し出てください。具体例は、2024年12月31日時点では父が3人を扶養しており、母が扶養している扶養親族は0人であったが、上記期間中に離婚し、現在は母の扶養親族として3人の子供が扶養されている場合となります。また、扶養者を父母で分割していた場合などで、離婚後現在の生計維持者が3名以上を扶養している場合も該当します。

Q-9

学生本人が、自身のアルバイトで生計を立てており、父母からの経済支援を受けていません。この場合、生計維持者は誰になりますか

父母がいる場合には、本人がアルバイト等で学費・生活費を捻出している場合でも、父母が生計維持者となります。ただし、本人が父母と絶縁している、父母と死別している、父母ともに行方不明である、父母からのDVから逃れるために別居している等の特別な事情がある場合には、生計維持者は本人となる場合があります。

Q-10

父は単身赴任で別居しており、母は専業主婦で実家にいますが、申請者本人も下宿しています。生計維持者は誰になりますか

生計維持者は、父母となります。生計維持者の判定に同居・別居の有無は問いません。

3. 家計基準について

Q-11 家計判断は、どのように行うのですか

原則、生計維持者（原則父母）の住民税課税情報を基に行います。（給付奨学金に関しては、申請者本人を含みます。）
2026年春の在学採用（一次）は、令和7年度住民税課税情報（2024年1月～12月の所得）に基づき、判定がされます。
ただし、貸与奨学金については、2024年1月2日以降に生計維持者が**転職した場合**には、再審査請求ができる場合があります。詳しくはQ-14を参照してください。

Q-12 Q-11において、家計判断は、住民税課税情報を基に行うとありますが、生計維持者が海外に居住しており、住民税が課税されていません。

令和7年度課税情報算出にあたって、生計維持者あるいは本人が2025年1月1日時点において、海外に居住しており、住民税課税情報を算出できない場合には、「2026年度日本学生支援機構給付・貸与奨学金「在学採用（一次）」の申請手続きについて ステップ2-3 (2) 2025年1月1日時点で生計維持者、申請者のいずれかが海外に居住している場合」を確認してください。なお、収入がない場合にも、海外居住地の自治体や税務署が発行する無収入等の証明書（和訳付き）が必要です。海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書については、下記よりダウンロードしてください。
<https://www.jasso.go.jp/shogakuin/moshikom/zaigaku/mynumber/kaigaikyoku.html#in>

Q-13 Q-11において、家計基準は令和7年度住民税課税情報によるとありますが、その後生計維持者が家計急変が生じています。給付奨学金に申し込むことは可能でしょうか

給付奨学金については、以下のいずれかの事由であれば、家計急変採用に申し込むことができる場合があります。
①生計維持者の一方（又は両方）が死亡した場合
②生計維持者が非自発的失職した場合（自己都合による退職、定年退職（役職定年等含む）は対象外となります。）
③生計維持者が事故又は病気により、3ヶ月以上就労困難な場合、等の状況が生じた場合

ただし、当該事由が発生後3ヶ月以内（※）に家計急変採用に申し込む必要がありますが、スカラネットへの入力日付が、支援開始基準となりますので、早急に奨学掛に相談してください。

※2026年度新入生については、2024年1月以降2026年3月までに発生した事由については、入学後3ヶ月以内に申請が必要です。

家計急変事由が発生した場合で既に給付奨学生に採用されている場合には、家計急変採用への区分変更申請を行うことで、支援区分の見直し等がされる場合がありますので、該当事例がある場合には奨学掛まで申し出てください。

ただし、申込時点で事由が解消されている場合には、申し込むことはできません。

該当事例がある場合には、**必ず事前に奨学掛までメールにて問合せ願います。**

5/13

Q-14 Q-11において、家計基準は令和7年度住民税課税情報によるとありますが、その後生計維持者が家計急変が生じています。貸与奨学金に申し込むことは可能でしょうか

貸与奨学金については、以下のいずれかの事由であれば、緊急採用（第一種奨学金）、応急採用（第二種奨学金）に申し込むことができる場合があります。該当する主な事由は下記のとおりです。

- ①生計維持者の一方（又は両方）が死亡した場合
- ②生計維持者が失職した場合（給付と異なり失職理由は問いません。）
- ③生計維持者が事故又は病気により、事故・病気等により就労困難な場合（※収入減少）
- ④同一生計の家族が、事故・病気等となり家計急変（※支出増大）等

ただし、当該事由が発生後12ヶ月以内に申し込む必要があります。1回生は、2025年4月以降に当該事由が発生していることが申し込む条件です。

転職については、Q-15を参照してください。

申込時点で事由が解消されている場合には、申し込むことはできません。

該当事例がある場合には、**必ず事前に奨学掛までメールにて問合せ願います。**

Q-15 貸与奨学金を希望しているのですが、生計維持者が2024年1月2日以降**転職**しました。この場合、どうなりますか。

2026年の春の在学採用（一次）では、家計基準については2025年（令和7）年度の課税情報となる2024年1月～12月の所得で判定されます。ただし、2024年1月2日以降に生計維持者が**転職し、所得が減少している場合**で通常の所得判定で第一希望の申込区分の奨学金に不採用となる場合には、収入が減少した証明書類を提出することで、再審査を希望することができます。

再審査を希望する場合には、スカラネット申請時に「再審査希望」としてください。

- (1) 2024年1月2日以降に生計維持者が転職し、転職によって収入が減少した場合（転職には、同一会社内で勤務形態の変更を含みます。）
- (2) 住民税課税情報に基づいて選考した結果、第一希望の申込区分の奨学金種別の家計基準を満たさなかった場合

ただし、上記のとおり、一旦通常の選考を行い、その後関係書類を日本学生支援機構に提出し、審査を受けるため、最終的な結果が判明するのは大幅に遅れます。なお、再審査制度があるのは、「貸与奨学金」のみとなります。また、「退職」は、本事例の対象外です。退職は、Q-14の緊急・応急採用に該当します。

Q-16 貸与奨学金を希望しているのですが、生計維持者が退職しました。この場合、どうなりますか。

2026年春の在学採用では、家計基準については2025年（令和7）年度の課税情報となる2024年1月～12月の所得で判定されます。ただし、以下の場合には、緊急採用（第一種奨学金）・応急採用（第二種奨学金）で申し込むことが可能です。
（通常の家計基準の審査で問題ない場合には、通常の在学採用で申し込んでも問題ありません。）
なお、緊急採用・応急採用は通常の在学採用と比べて、採用手続きに時間を要しますので、ご注意ください。
緊急採用・応急採用での申請を希望する場合には、奨学掛まで事前に相談してください。

4. 多子世帯における授業料免除について

Q-17 多子世帯に該当しますが、授業料免除を受けるにはどのように手続きを行えばいいでしょうか

多子世帯における授業料無償化は、高等教育の修学支援新制度という制度によって行われます。こちらは、授業料免除と給付奨学金支給がセットになっている制度となりますが、通常日本学生支援機構の給付奨学金に申し込むことで、その支援区分に応じて、授業料免除割合と給付奨学金の支給額が決定されます。多子世帯の授業料無償化についても、原則日本学生支援機構の給付奨学金に申請し、多子世帯の認定を受けて、授業料免除を受けることができるということになります。ただし、多子世帯に該当している場合でも、申請要件を満たさない場合があります。
なお、**現在日本学生支援機構の給付奨学金（多子世帯として採用されている場合を含む）を受給している者については、改めて申請する必要はありません。**

7/13

Q-18 多子世帯に該当するはずですが、多子世帯の要件はどうなっていますか

生計維持者（父母等：原則両親）が扶養する子等が3人以上となります。
なお、3人の中には、申請者本人が税法上の扶養に含まれることが必要です。
扶養する子等は、**生計維持者の子（実子・養子）、生計維持者の年下の親族（弟・妹）となり、一方の生計維持者に扶養されている生計維持者や生計維持者の尊属は含まれません。**

多子世帯に該当するかどうかの判定については、日本学生支援機構がマイナンバーにより税情報を収集し行いますが、2026年春の在学採用は、2025年度住民税課税情報となる、2024年12月31日時点での税法上の扶養者数で判定を行います。ただし、2025年1月1日以降2026年3月31日までに生計維持者において、生計維持者に①出生による実子、②里親委託による里子、③特別養子縁組による特別養子、①～③に該当する場合で扶養者が増えた場合には、多子世帯に該当するかどうかの判定を日本学生支援機構で行いますので、奨学掛まで申し出てください。（Q-21参照）

ただし、この扶養者が増えた場合の事例は①～③からのみであり、扶養に外れていた者が再度扶養者となった場合等他の事例は該当しません。
なお、**給付奨学金の支援区分は、令和7年度住民税課税情報となる、2024年1月～12月の所得をもとに判定・決定されます。その支援区分に応じて、給付奨学金が支給されます。**

Q-19 2025年3月まで、多子世帯の要件を満たしていましたが、1年前の2025年4月に扶養者が就職で扶養から外れた結果、2名となっています。多子世帯の授業料無償化の支援を受けることはできませんか。

2026年春の在学採用の多子世帯の判定については、Q-18のとおり、2025年度住民税課税情報（2024年12月末）の扶養者数をもとに判定されます。扶養人数の増については、手続きにより判定を変更する場合がありますが、申請時点での扶養人数減については上記税情報をもとに行います。このため、**申請時点で多子世帯の要件を満たしていない場合でも、判定に使用する課税情報期間内において、多子世帯として認定される可能性があります。2025年中の扶養親族数の異動は、2026年度の住民税課税情報で反映されます。**この場合、課税情報が更新される2026年10月に行われる適格認定（家計）で変更となる期間まで、授業料免除の支援を受けることができる可能性があります。

Q-20 2026年3月まで、多子世帯の要件を満たしていましたが、2026年4月に扶養者が就職で扶養から外れた結果、2名となっています。多子世帯の授業料無償化の支援を受けることはできませんか。

2026年春の在学採用の多子世帯の判定については、Q-18のとおり、2025年度住民税課税情報（2024年12月末）の扶養者数をもとに判定されます。扶養人数の増については、手続きにより判定を変更する場合がありますが、申請時点での扶養人数減については上記税情報をもとに行います。このため、**申請時点で多子世帯の要件を満たしていない場合でも、判定に使用する課税情報期間内において、多子世帯として認定される可能性があります。2026年中の扶養親族数の異動は、2027年度の住民税課税情報で反映されます。**この場合、課税情報が更新される2027年10月に行われる適格認定（家計）で変更となる期間まで、授業料免除の支援を受けることができる可能性があります。

Q-21 2026年3月に1人出生したため、扶養する子供が3名となりました。2025年度住民税課税情報には扶養者として反映していませんが、多子世帯に申請すれば、授業料無償化の支援対象となりますか。

多子世帯の判定については、Q-18のとおり、2025年度住民税課税情報をもとに判定されます。ただし、生計維持者の扶養人数の増加について、①出生による実子、②里親委託による里子、③特別養子縁組による特別養子のみに考慮される場合があります。このため、2025年1月から2026年3月までの増により新たに多子世帯となった場合には申請対象となります。詳しくは「2026年度日本学生支援機構「在学採用」(一次)の申請手続きについて ステップ2-3 (5) 生計維持者が扶養する扶養人数に変動が生じ、多子世帯に該当する場合」を確認してください。

Q-22 2025年度住民税課税情報(2024年12月31日時点)においては、扶養者は2名でしたが、以前扶養していた者(学生の兄弟等)が事情があり、2026年4月以降に扶養者となり、現在3人となっています。多子世帯としての認定を受けることはできますか。

多子世帯の判定については、Q-18のとおり、2025年度住民税課税情報の扶養者をもとに判定されます。ただし、扶養人数の増については、生計維持者の①出生による実子、②里親委託による里子、③特別養子縁組による特別養子のみに考慮される場合があります。このため、2026年春の在学採用においては、問いにあるような事情により追加された扶養者が多子世帯としての人数として判定されることはありません。ただし、上記事情が課税情報に反映される年度には、多子世帯と認定される可能性があります。今回の場合には、2027年10月から判定が変わる可能性があります。なお、多子世帯等の判定については、日本学生支援機構が行いますので、授業料無償化等の希望がある場合には、日本学生支援機構の給付奨学金に申請してください。

Q-23 2025年度住民税課税情報(2024年12月31日時点)においては、父の扶養に入っており、世帯での扶養者は3名となり、多子世帯に該当していますが、2025年5月に離婚(あるいは死別)し、現在の生計維持者は母となっております。この場合、2024年12月時点での扶養状況と異なりますが、多子世帯の認定を受けることはできますか。

多子世帯の判定については、Q-18のとおり、2025年度住民税課税情報の扶養者をもとに判定されます。ただし、2025年1月から2026年3月の期間において、生計維持者が離婚・死別した場合には扶養状況が変動するため、変動した生計維持者の税情報からは多子世帯の判定がされない場合があります。この場合には、現在の生計維持者となる者が多子世帯の要件を満たして扶養していることがわかる書類を提出することにより、多子世帯の判定を受けられる場合があります。Q-8も参照してください。申請手続きについては、「2026年度日本学生支援機構「在学採用」(一次)の申請手続きについて ステップ2-3 (5) 生計維持者が扶養する扶養人数に変動が生じ、多子世帯に該当する場合」を確認してください。

9/13

Q-24 多子世帯に該当していますが、授業料無償化の支援を受けられない場合といった場合はどういった事例でしょうか

多子世帯の授業料無償化は、高等教育の修学支援新制度において、実施される制度となります。主な対象外となる事例は、以下のとおりです。
(1) 本学進学前に他大学において、高等教育の修学支援新制度(日本学生支援機構の給付奨学金)の支援を受けたことがあり、かつ編入学ではなく新規入学者として入学した者(編入学者は含みません。)
(2) 高等学校卒業後、2年を越えて、本学に進学した者(他大学で高等教育の修学支援新制度を受けていない場合でも、同じ期間となります。)
ただし、今年度から斟酌すべきやむを得ない事情がある場合には、4年まで延長となっています。この場合には、奨学掛まで、ご相談ください。
(3) 過去の適格認定において、廃止処分を受けた者
(4) 学業における適格認定において、2回連続警告を受け、2回目の警告事由が、GPA下位1/4のみに該当することにより「停止」となっている者
(5) 最短修業年限(休学期間を除く)を越えて在籍している者、最短修業年限(休学期間を除く)で卒業できないことが確定した者
(6) 資産要件で対象外となる者 等

Q-25 多子世帯に該当していますが、多子世帯として認定された場合は、継続して授業料無償化となりますか

多子世帯の授業料無償化は、高等教育の修学支援新制度において、実施される制度となります。高等教育の修学支援新制度においては、(1)適格認定(家計)が毎年10月、(2)適格認定(学業)が毎年年度末に実施されます。(1)については、多子世帯の要件となる、税法上の扶養者が3名いることの確認が、(2)については、1年間の学業成績が判定されます。いずれにおいても、それぞれの判定で、適格となる必要があります。特に、(2)での学業判定で、「停止」「廃止」となった場合には、多子世帯であっても、授業料無償化の支援を受けることができないこともありますので、ご注意ください。

Q-26 多子世帯に該当していますが、授業料は一旦大学に納付し、後日奨学金として振り込まれるのでしょうか

給付奨学金(多子世帯を含む)申請者に関しては、所定の期日までに書類交付手続きを行った場合には、授業料の引き落としあるいは請求書発行の結果が出るまで、猶予されています。具体的には2026年春の在学採用においては、5月1日まで書類交付手続きを終えた申請者等は、7月末まで前期の授業料金額の決定が猶予され、徴収猶予されています。追加募集申請者については、多くの申請者が5月に授業料を納付済みとなっているため、採用決定後の8月以降に申請者自身が案内する手続きに従い、還付手続きを行ってください。なお、高等教育の修学支援新制度で免除される授業料等については、文部科学省から大学に振り込まれるため、奨学金として、申請者の口座に振り込まれることはありません。

Q-27 2026年4月入学の新入生ですが、多子世帯に該当していますが、入学料徴収済事前申請願等の手続きをせずに、入学料を振り込んでしまいました。振り込んだ入学料は還付されますか。

追加募集の採用決定は8月以降となります。日本学生支援機構の給付奨学金の採否が決定後に、学生自身が手続きを行うことにより、入学料は還付されます。結果判明までは、還付されませんので、ご注意ください。

5. マイナンバーに関すること

Q-28 マイナンバー提出用サイトからマイナンバーを提出する必要がありますが、サイトにアクセスできません。

スカラネットと呼ばれる奨学金申込専用サイトにアクセスし、申込内容を入力し、データを送信すると受付番号が発行されることになります。マイナンバー提出用サイトには受付番号発行後に入ることができます。サイトに入ることができない場合には、受付番号が発行されているか、スカラネットの「申込内容の確認」を確認してください。

Q-29 マイナンバー提出用サイトからマイナンバーを提出する必要がありますが、マイナンバーカードを持っていません。どうすればいいですか

マイナンバーカードを持っていない場合でも、**住民票を日本国内に有している場合には、マイナンバーを有しています。**このため、以下で確認できます。
①平成27年10月～12月に送付されている通知カード（令和2年5月25日からは個人番号通知書）
②マイナンバーが記載された住民票

Q-30 マイナンバーに関する質問があるのですが、どこに問い合わせればいいでしょうか

マイナンバー提出等に関する質問事項は、日本学生支援機構のマイナンバー提出専用コールセンターに問い合わせてください。
【マイナンバー提出専用コールセンター】0570-001-321（ナビダイヤル 平日 9:00～18:00）

11/13

6. その他奨学金に関する留意事項

Q-31 民間財団から給付奨学金の支援を受けていますが、授業料無償化の支援を受けたいのですが、財団の方で給付奨学金の申請不可となっていますが、授業料無償化だけ支援を受けることはできますか。

民間財団等は、日本学生支援機構の給付奨学金は供給不可となっても、授業料免除の支援は可能となる場合がほとんどです。（詳しくは支援を受けている財団等のホームページ等でご確認ください。）授業料免除の支援を希望する場合、申請時に「給付奨学金の支給の停止を希望する」（スカラネット入力下書き用紙「P7 STEP3 ④奨学金給付額情報 1（1）」で「支給の停止」を選択して下さい。なお、現在申請手続き中で採否結果が出ていない場合には、そのまま「給付奨学金の支給の停止を希望しない」を選択いただき、供給不可の奨学金を申請中である旨、奨学掛まで、申し出てください。

Q-32 給付奨学金の申請を希望していますが、第一種奨学金の申請も検討しています。併給調整等はこういったことでしょうか

給付奨学金と併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、給付奨学金の支援区分等に応じて、第一種奨学金の貸与月額が調整されます。多くの場合は**第一種奨学金に採用されていても、貸与額が減額となり、0円となる場合もあります。**（多子世帯に該当する場合には、ほぼ0円となります。）ただし、給付奨学金の支援区分の見直しが行われ、第I～IV区分のいずれにも非該当、資産要件で対象外となる場合等には復活する可能性があります。

7. スカラネット入力後の訂正等

Q-33 スカラネット入力時に間違った情報を入力してしまいました。どうすればいいですか

スカラネット入力・申請後には申請者ではデータの訂正等ができません。問い合わせ先に記載している**メールアドレス宛に、その旨ご連絡ください。**奨学掛で訂正をしますが、必ず訂正を約束するものではありません。また、訂正後の連絡も行いませんので、ご了承ください。なお、電話・窓口では受付けていませんので、ご注意ください。

Q-34 スカラネット入力時に、提出したスカラネット入力下書き用紙に記載誤りがありました。どうすれば、いいですか

スカラネット入力は正しい情報で入力いただき、上記問い合わせ先にメールにて、スカラネット入力下書き用紙に記載した誤った情報及び正しい情報をお知らせください。なお、**電話・窓口では受付けていませんので、ご注意ください。**

Q-35 スカラネット入力時に資産額の入力を間違えました。どうすれば、いいですか



スカラネット申請後の資産額の入力誤りは、訂正できません。再度、スカラネット入力を行って頂く必要がありますが、その際新しい申込ID・初期パスワードが必要となりますので、必ず奨学掛に連絡の上、新規の「奨学金確認書兼地方税同意書」のセットを入手してください。

Q-36 当初は、貸与奨学金のみを申し込む予定で、スカラネットに入力し、申請を行いました。後日給付奨学金の申請を行う必要があることが判明しました。この場合、どうしたらいいでしょうか



申請後には、給付奨学金を追加することができませんので、スカラネット入力時期により手続きが異なりますので、奨学掛までご連絡ください。

Q-37 当初は、給付奨学金のみを申し込む予定で、スカラネットに入力し、申請を行いました。後日貸与奨学金の申請を行う必要があることが判明しました。この場合、どうしたらいいでしょうか



申請後には、貸与奨学金を追加することができますが、申請後にはご自身で修正を行うことができません。奨学掛までご連絡ください。なお、スカラネット申請時期によっては、再度手続きを行って頂く必要があります。